

平成27年6月25日開催

## 新庄市農業委員会第13回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成27年6月）議事録

1. 開催日時 平成27年6月25日（木）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（21名）

1番	星川	豊	2番	高橋	眞
3番	高橋	和彦	4番	樋口	彦弥
5番	高橋	敏行	6番	海藤	芳正
7番	伊藤	忠男	8番	今田	則雄
9番	畠腹	銀蔵	10番	清水	清秋
11番	小嶋	忠昭	12番	柏倉	嘉門
13番	佐藤	喜代志	14番	今田	栄二
15番	井上	茂雄	16番	吉野	昭男
17番	星川	勇吉	18番	清水	哲夫
19番	笹	行也	20番	三原	常男
21番	齋藤	謙二			

#### 4. 欠席した委員（0名）

#### 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第53号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の  
点検・評価（案）について
- 日程第 6 議案第54号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動  
計画（案）について
- 日程第 7 報告第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第27号 2アール未満農地転用届出について
- 日程第 9 報告第28号 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る  
法務局からの通知について
- 日程第 10 報告第29号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

#### 6. 出席した事務局職員

局 長	眞見 治之	主 査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太	農地相談員	山田 博

#### 7. 総会議長

星川 豊

#### 8. 会議の概要

##### ○議長

ただいまより、平成27年度新庄市農業委員会第13回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

##### ○事務局長

現在の出席委員は21名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、ありません。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第13回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に19番の笹行也委員と21番の齋藤謙二委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第50号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から稲舟地区1番までの2件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案50号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄1番について調査した結果をご報告申し上げます。6月21日に調査した結果、借り人は貸し人のお孫さんにあたり、なお新規就農を目指してやっていくということでしたので問題ありませんでした。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

稲舟地区1番につきまして、6月21日に調査いたしました。譲り受ける△△さんの宅地に隣接する農地でありまして、△△さんは今後管理していくということでしたので、問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第50号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第50号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第51号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第51号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1件、稲舟地区1件の2件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○19番

新庄地区1番につきまして、6月22日に調査いたしました。当該地及び周辺の調査をいたしまして、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟1番につきまして、6月22日に調査した結果、この地域は緑農住区となっております。問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第51号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第51号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第52号農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1件でございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1番。6月21日に調査いたしました。周辺地には畑のない場所でありまして、当該地は△△さんの住宅に隣接する場所でありますので、問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第52号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第52号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第53号平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第53号平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案書に基づき朗読し、ご説明いたします。

**（議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明）**

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第53号平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第53号平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第54号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第54号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、議案書に基づき朗読し、ご説明いたします。

**（議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明）**

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第54号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第54号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの7件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

**（議案書を朗読し、報告内容を説明）**

以上、7件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第27号2アール未満農地転用届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第27号2アール未満農地転用届出について、新庄地区1件ございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第27号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第27号2アール未満農地転用届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第9、報告第28号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第28号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知について、新庄地区1件ございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第28号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第28号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第10、報告第29号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第29号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、新庄地区1番から八向地区1番までの4件ございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、4件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第29号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第29号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第13回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成27年6月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 笹 行也

議事録署名委員 齋藤 謙二